

# 茨城県内の稲作農家のみなさまへ

加工用米，新規需要米の取組計画書の追加・変更は  
7月末まで可能です！（新たな支援措置は裏面に掲載）

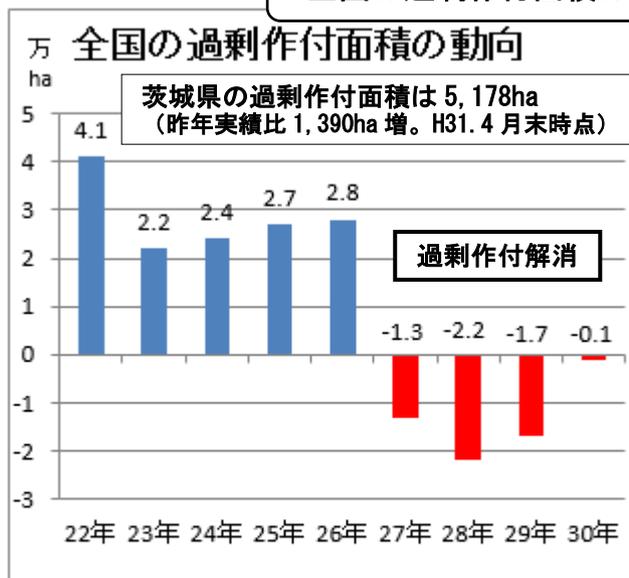
主食用米の需要量は全国ベースで毎年約10万t減少しているなか，本県においては，いわゆる過剰作付面積が昨年より大幅に増加しており，需要を上回る米生産により米価下落が懸念される所です。

一方，加工用米，輸出用米，飼料用米等については，実需者から安定供給が求められております。

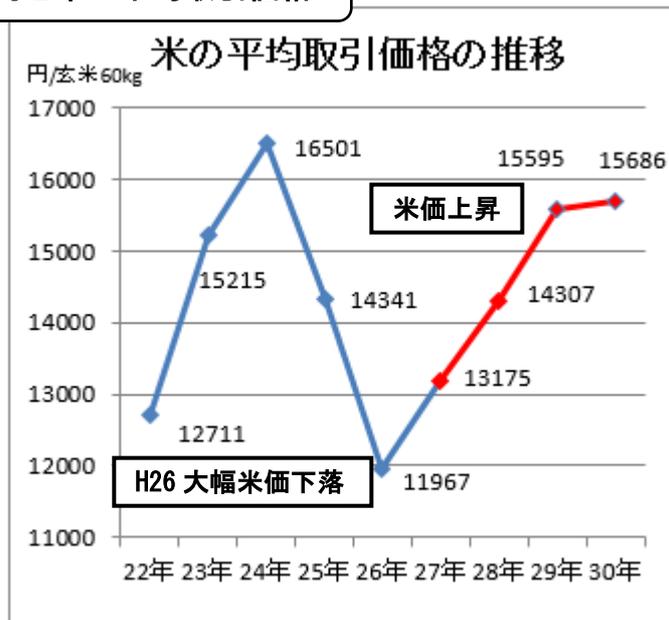
このため，令和元年産では，加工用米及び輸出用米，飼料用米等の新規需要米の取組計画書の追加・変更について令和元年7月31日まで受け付けます。

なお，加工用米及び新規需要米の取組計画書の追加・変更の手続きは，お住まいの市町村の地域農業再生協議会やJA等米穀集荷業者，または関東農政局茨城県拠点（029-221-2186）までご連絡ください。

## 全国の過剰作付面積の動向と米の平均取引価格



※農林水産省「米をめぐる状況について」を一部加工  
※平成30年から「生産数量目標」は廃止されたため，平成30年の過剰作付面積は，県農業再生協議会による試算値



※農林水産省「米をめぐる状況について」

# 各種支援を活用し，需要に応じた 米の生産・販売に取り組みましょう！

## 【国・県による支援】

加工用米，飼料用米，輸出用米の生産に取り組む農業者は，以下の支援を受けることができます。

### ●加工用米の作付けに対する支援

取組内容	要件	交付単価
①「加工用米の緊急 転換加算」 ※複数年契約の初 年度のみ交付	今年度，主食用米か ら加工用米へ転換 し，かつ②の交付要 件を満たすこと	14,000 円以内 /10 a
②「加工用米の複数 年契約の取組へ の加算」	集荷業者等と 3 年 以上の複数年契約 を締結すること	6,000 円以内 /10 a
③「戦略作物助成」	加工用米を作付け すること	20,000 円 /10 a

NEW

### 令和元年 7 月 取組内容の追加 ※令和元年度のみ実施

取組内容①は，平成 30 年度  
から令和元年度にかけて，  
主食用米の作付けが減少し  
た面積を上限として 14,000  
円以内/10 a を交付します。

➡ すべての要件を満たした場合，①～③合計 **40,000 円** 以内/10 a を交付します

※加工用米の複数年契約において，途中の数量変更及び解約の理由によっては交付金の返還を求められる場合があります。

### ●飼料用米の作付けに対する支援

取組内容	要件	交付単価
①「新規需要米生 産性向上等の 取組への加算」	コスト低減や作 業の効率化へ取 り組むこと	6,000 円以内 /10a
②「多収品種の取 組加算」	「月の光」等の 多収品種に取り 組むこと	12,000 円 /10a
③「戦略作物助 成」	飼料用米を作付 けすること	収量に応じて 55,000 円～ 105,000 円 /10a

### ●輸出用米の作付けに対する支援

取組内容	要件	交付単価
①「新規需要米生 産性向上等の 取組への加算」	コスト低減や作 業の効率化へ取 り組むこと	6,000 円以内 /10a
②「新市場開拓用 米」	輸出用米等を作 付けすること	20,000 円 /10a

取組内容の要件の詳細については，お住まいの市町村の地域農業再生協議会へお問い合わせください。